

三条市地域公共交通協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

（名称）

第 2 条 この会の名称は、三条市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は、三条市旭町二丁目 3 番 1 号三条市役所三条庁舎内に置く。

（目的）

第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項等）

第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 6 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第8条 会長は、三条市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、三条市市民部環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、市民部長をもって充てる。
- 3 事務局次長には、三条市市民部環境課長をもって充てる。
- 4 事務局次長補佐及び事務局員は、三条市市民部環境課職員のうち、会長が指定する者をもって充てる。
- 5 事務局の事務に関する事項については、会長が別に定めるものとする。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 協議会の決議の方法は、出席者の多数決（書面協議の場合は委員の多数決）により決定することとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は三条市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 協議会において協議が整った事項に係る軽微な変更のうち工事等により一時的な迂回が生じる場合のデマンド交通の運行経路の変更、デマンド交通ひめさゆりの停留所の追加・変更等については必要に応じ実施後の直近に開催する協議会において報告するものとし、他の軽微な変更（路線定期運行の工事等による一時的な迂回、法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新、一度協議会において合意した事項の変更のうち期間を限定したデマンド交通ひめさゆりの 1 時間前予約の緩和及び臨時停留所の増設）及び時間的な制約などにより委員の招集が困難である場合等について、書面による事前協議を行うものとする。

（分科会の設置）

第 13 条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 16 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年三条市条例第 42 号）の例による。

（協議会の解散等）

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

（規約の変更）

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 日 から施行する。

別表1（第6条関係）

区分	委員
法第6条第2項第1号の委員	三条市長
法第6条第2項第2号の委員	越後交通株式会社三条営業所 所長
	新潟交通観光バス株式会社 常務取締役
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室 室長
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長
	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所調査課 課長
	新潟県三条地域振興局地域整備部 部長
	三条市建設部 部長
	三条市タクシー協会 会長
法第6条第2項第3号の委員	三条警察署 署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（三条地区・栄地区・下田地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県交通政策局交通政策課 課長
	燕市市民生活部生活環境課 課長
	三条観光協会 副会長
	三条商工会議所 常議員・交通部会長
	三条市商工会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長
	三条市福祉保健部 部長
	三条市経済部 部長

区分	委員
法第6条第2項第4号の委員	三条市教育委員会 教育部長

(注) なお、行政機関及び団体において組織機構等の改正があった場合の取扱いについては従前のおりとする。